

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第1号	糸島漁業協同組合	福岡・佐賀県界(包石)から糸島市志摩黒磯までの地先	次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第2号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 福吉川 福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流 羅漢川 深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流 泉川 糸島市加布里字千早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流 基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石) 基点第2号 糸島市志摩芥屋一帯地に設置した標柱(黒磯渡岸東端から東方へ70メートルの点) (イ) 基点第1号から真方位330度50分 3,230メートルの点(包石から名島本島(長崎県杵坂市)を見通す線と領布振山(佐賀県唐津市)東の高頂から大幡山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第1号から真方位350度10分 12,350メートルの点(領巾振山の東の高頂から大幡山山頂を見通す線と玄界島の北端から相島北端を見通す線との交点) (ハ) 基点第2号から真方位326度30分 4,700メートルの点(玄界島の北端から相島北端を見通す線と基点第2号から女岳(糸島市)の南の高頂(通称岳の越)を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 しやこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 うみにな漁業 あかにし漁業 ばいし漁業 てんぐにし漁業 さるぼろ漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 あさぐり漁業 ばかがい漁業 みるくし漁業 まてめし漁業 かめのて漁業 あおのり漁業 ととむずし漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 むかでのり漁業 ふのり漁業 みりん漁業 おごのり漁業 いぎす漁業 えこのり漁業 あかもこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小笠定置網漁業 (胡麻、海鮎、大蛸網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごつけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第2号	糸島漁業協同組合	烏帽子島(糸島市)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第3号 烏帽子島灯台 (イ) 基点第3号から真方位194度25分 1,620メートルの点(姫島(糸島市))の頂上から女岳(糸島市)山頂を見通す線と小机島(福岡市西区)南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点 (ロ) 基点第3号から真方位230度50分 1,170メートルの点(姫島の頂上から女岳山頂を見通す線と土器崎(佐賀県唐津市)の西端から野高山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第3号から真方位359度5分 2,250メートルの点(土器崎の西端から野高山山頂を見通す線と灯台瀬灯標から柑子岳(福岡市西区)山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第3号から真方位91度35分 5,160メートルの点(灯台瀬灯標から柑子岳山頂を見通す線と姫島の東端から十坊山(糸島市二丈)山頂を見通す線との交点) (ホ) 基点第3号から真方位106度15分 5,520メートルの点(姫島の東端から十坊山山頂を見通す線と小机島の南端から志賀島頂上を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あかもこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第6号	福岡市漁業協同組合	玄界島(福岡市西区)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 西浦岬灯台 (イ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点(志賀島(福岡市東区)北端から磯崎鼻(糟屋郡新宮町)を見通す線と小机島(福岡市西区)西南端から荒崎鼻(福岡市西区能古)を見通す線との交点) (ロ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点(小机島西端からウゼ鼻(福岡市西区大字宮浦)先端を見通す線と同島南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点) (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点(仏崎(糸島市)から高島(佐賀県唐津市)西北端を見通す線と小机島西端からウゼ鼻先端を見通す線との交点) (ニ) 基点第4号から真方位13度55分 6,270メートルの点(相島の東端から宮地嶽(福津市)山頂を見通す線と仏崎から高島北西端を見通す線との交点) (ホ) 基点第4号から真方位25度25分 7,270メートルの点(相島の東南端から宮地嶽山頂を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)から飯盛山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ヘ) 基点第4号から真方位72度10分 4,600メートルの点(宝島頂上から飯盛山山頂を見通す線と志賀島北端から磯崎鼻を見通す線との交点)		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 びな漁業 さざえ漁業 あかにし漁業 ばい漁業 てんぐにし漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 かめのて漁業 あおのり漁業 ふともずく漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 えごのり漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月11日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区大字玄界島	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第7号	福岡市漁業協同組合	小呂島(福岡市西区)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 基点第8号 小呂島北端(通称穴口)に設置した標柱 (イ) 基点第7号から真方位132度22分 2,560メートルの点(基点第7号から玄界島(福岡市西区)頂上を見通す線上) (ロ) 基点第7号から真方位232度49分 2,720メートルの点(基点第7号から名島本島(長崎県壱岐市)を見通す線上) (ハ) 基点第8号から真方位319度50分 3,750メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位36度30分 3,500メートルの点		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 てんぐにし漁業 いがい漁業 かめのて漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 えごのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月11日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から10月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区大字小呂島	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第8号	福岡市漁業協同組合	博多湾	次の基点第5号、イ、ロ及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 瑞梅寺川 長三郎堤(福岡市西区元岡字太郎丸)から上流 博多港 博多港沖防波堤南東部海域、箱崎第2区泊地、貯木場及び投下泊地 博多港航路 本航路、副航路及び船待泊地 小戸ヨットハーバー 全域 福岡市西区小戸から中央区西公園に至るまでの地先 次の基点第9号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヲ及びリの点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第9号 福岡市西区経浜字小戸1992番地に設定した標識 基点第10号 博多港西防波堤南灯台 イ 基点第10号から真方位262度50分 6,400メートルの点 ロ 基点第10号から真方位261度30分 4,890メートルの点 ハ 基点第10号から真方位252度40分 3,660メートルの点 ニ 基点第10号から真方位248度 3,220メートルの点 ホ 基点第10号から真方位241度50分 2,280メートルの点 ヘ 基点第10号から真方位237度50分 1,040メートルの点 ト 基点第10号から真方位310度 910メートルの点 ヲ 博多港西防波堤南端西角 リ 西公園下防波堤基部西角 博多港西防波堤北西側 次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位296度10分 1,000メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度40分 5,270メートルの点 ハ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点 博多港東防波堤北側 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヲ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、コ、タ、レ、ソ、ヅ及びイの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 博多港東防波堤西端北角 ロ 基点第11号から真方位48度30分 410メートルの点 ハ 基点第11号から真方位65度10分 1,510メートルの点 ニ 基点第11号から真方位43度40分 2,590メートルの点 ホ 基点第11号から真方位27度10分 2,940メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位6度20分 2,970メートルの点 ト 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 リ 基点第11号から真方位316度 1,010メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位307度40分 1,270メートルの点 ル 基点第11号から真方位300度50分 3,160メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位15度10分 3,500メートルの点 ワ 基点第11号から真方位18度10分 3,570メートルの点 コ 木材港防波堤南端北角 タ 基点第11号から真方位41度 3,160メートルの点 レ 博多港東防波堤北端南角 ソ 博多港東防波堤北端北角 ヅ 博多港東防波堤北側屈折点 福岡市東区香椎から西戸崎に至るまでの地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヲ及び基点第12号の点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 基点第12号 福岡市東区大字西戸崎の海岸に設定した標識(西戸崎海岸の小型標識灯) イ 妙見島北西端 ロ 基点第11号から真方位41度10分 4,520メートルの点 ハ 基点第11号から真方位22度50分 4,180メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度40分 3,310メートルの点 ホ 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ト 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 びな漁業 さざえ漁業 あかにし漁業 ばい漁業 てんぐにし漁業 あかがい漁業 さるぼろ漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかかい漁業 かめのて漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 おこのり漁業 いぎす漁業 えこのり漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市(ただし、西区大字西浦、同宮浦、同玄界島及び同小呂島並びに東区大字椿及び同字弘を除く。)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点 博多港航路周辺海域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びビを順次結んだ直線によって囲まれた区域並びにウ、カ、コ、サ及びワを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位294度58分21秒 5,269メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度34分25秒 6,098メートルの点 ハ 基点第11号から真方位296度8分2秒 6,356メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度33分41秒 4,939メートルの点 ホ 基点第11号から真方位301度58分58秒 3,967メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位310度12分6秒 3,266メートルの点 ト 基点第11号から真方位327度18分30秒 3,002メートルの点 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点 リ 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ル 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点 ワ 基点第11号から真方位312度26分3秒 2,712メートルの点 カ 基点第11号から真方位303度50分25秒 2,433メートルの点 コ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 サ 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 基点第5号 津舟崎(福岡市西区今津)東端に設置した標柱 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱 (イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点(基点第5号から夫婦石崎鼻(福岡市東区大字志賀島)を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)の頂上から背振山(福岡・佐賀県界)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点(基点第5号から基点第13号を見通す線と宝島の頂上から背振山山山頂を見通す線との交点)							
筑共第9号	福岡市漁業協同組合 新宮相島漁業協同組合	福岡市東区大字志賀島から古賀市までの地先	次の基点第13号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第15号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 花鶴川 旧西鉄津屋崎線鉄橋下流側橋台角から上流 大根川 河口を結んだ線から上流 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱 基点第14号 明神鼻(福岡市東区大字勝馬)に設置した標柱 基点第15号 中川河口(古賀市久保のしおさい橋西側基脚)に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位233度10分 1,480メートルの点(叶鼻から津舟崎(福岡市西区今津)を見通す線と能古島(福岡市西区)頂上から油山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第14号から真方位299度10分 3,400メートルの点(能古島頂上から油山山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)南端から蒙古山(福岡市西区西浦畔157高地)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第14号から真方位339度10分 3,740メートルの点(玄界島の南端から蒙古山山頂を見通す線と高船山(福岡市東区大字奈多)山頂より菅岳(宮若市)山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第14号から真方位54度30分 4,200メートルの点(高船山山頂から菅岳山頂を見通す線と雄崎鼻(糟屋郡新宮町)から茶臼山(糟屋郡)を見通す線との交点) (ホ) 基点第15号から真方位249度10分 7,900メートルの点(雄崎鼻から茶臼山山頂を見通す線と在白山(福津市)の北の高頂から孔大寺山(宗像市)山頂を見通す線との交点) (ヘ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点(在白山の北の高頂から孔大寺山山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬(糟屋郡新宮町大字相島)を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 しゃご漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 ばい漁業 てんぐにし漁業 はまぐり漁業 ばかかい漁業 みるい漁業 なみのこがい漁業 ふともずく漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 おごのり漁業 いぎす漁業 えこのり漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうり漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区大字志賀島、同勝馬、同弘及び同奈多並びに糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業者者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第10号	新宮相島漁業協同組合	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第16号 相島東南端(通称馬のコーネ)に設置した標柱 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 (イ) 基点第16号から真方位224度30分 3.120メートルの点(宮地嶽(福津市)山頂から城山(宗像市)山頂を通す線と御神山(福岡市東区大字奈多)山頂から宝満山山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第17号から真方位265度50分 3.100メートルの点(御神山山頂から宝満山山頂を見通す線と鼓島(福津市地先)の頂上から湯川山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第17号から真方位28度40分 2.400メートルの点(鼓島頂上から湯川山山頂を見通す線と立花山(福岡市・糟屋郡界)東の高頂上から若杉山(糟屋郡篠栗町)西の高頂上を見通す線との交点) (ニ) 基点第16号から真方位102度20分 2.160メートルの点(立花山東の高頂上から若杉山西の高頂上を見通す線と宮地嶽山頂から城山山頂を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 びな漁業 さざえ漁業 ばい漁業 ふともぐさ漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐし漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	糟屋郡新宮町大字相島	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第11号	福岡市漁業協同組合 新宮相島漁業協同組合 宗像漁業協同組合	果の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 (イ) 基点第17号から真方位286度 9.320メートルの点(相島西南端から犬鳴山(糟屋郡・宮若市界)山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)西北端から蒙古山(福岡市西区西浦岬157高地)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第17号から真方位286度30分 10.200メートルの点(玄界島(福岡市西区)西北端から男天ヶ岳(福岡市西区大字宮浦)山頂を見通す線と相島西南端から犬鳴山山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第17号から真方位298度 10.500メートルの点(相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線と玄界島の西端から男天ヶ岳山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第17号から真方位298度30分 9.330メートルの点(玄界島の西北端から蒙古山山頂を見通す線と相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島、福津市、福岡市東区大字奈多、同勝馬、同志真島及び同弘	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第12号	宗像漁業協同組合	宗像市地先	次の基点第15号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び基点第20号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 西郷川 旧西鉄津屋崎線鉄橋(福津市)下流側橋台角から上流 釣川 牟月橋(宗像市神湊)下流側橋台角から上流 管根の鼻地先水面 福津市渡字蛭子元1723番地1 基点第15号 中川河口(古賀市久保のしおさい橋西側基部)に設定した標識 基点第18号 管根鼻(宗像市大島)に設置した標柱 基点第19号 筑前大島灯台 基点第20号 黒崎鼻(宗像市・遠賀郡界)に設置した標柱 (イ) 基点第15号から真方位287度10分 3.120メートルの点(在自山(福津市)北の高頂上から孔大寺山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬(糟屋郡新宮町大字相島)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第18号から真方位239度30分 3.040メートルの点(勝島(宗像市)頂上から孔大寺山山頂を見通す線と樫の岬(福津市)北の高頂上から犬鳴山(糟屋郡・宮若市界)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第19号から真方位249度10分 3.020メートルの点(樫の岬北の高頂上から犬鳴山山頂を見通す線と管根崎から孔大寺山山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第19号から真方位337度10分 2.550メートルの点(相島西北端から大岳(福岡市東区大字西戸崎)山頂を見通す線と大島東端から地島(宗像市)西南端を見通す線との交点) (ホ) 基点第20号から真方位333度50分 6.400メートルの点(地島の北端から相島北端を見通す線と基点第20号から湯川山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第20号から真方位0度 2.010メートルの点(基点第20号から真北の線と草崎鼻(宗像市)から相島北端を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 うみにな漁業 あかこし漁業 ばい漁業 てんぐし漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 なまのこがい漁業 かめのて漁業 まつばがい漁業 あおのり漁業 ふともぐさ漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福津市及び宗像市	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
						ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 おごのり漁業 いぎす漁業 えこのり漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (桁網、彦網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで				
筑共第13号	宗像漁業協同組合	沖ノ島(宗像市大島)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第21号 沖の島灯台 (イ) 基点第21号から真方位50度 3,000メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位141度 3,500メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位221度 3,500メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位330度 3,000メートルの点		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福津市及び宗像市	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第14号	遠賀漁業協同組合 ひびき灘漁業協同組合	黒崎鼻(宗像市・遠賀郡界)から烏帽子鼻(北九州市若松区)に至るまでの地先	次の基点第20号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第27号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 遠賀川 次の基点第23号と基点第24号とを結んだ直線から上流の遠賀川水面。 基点第23号 紙園橋(遠賀郡芦屋町)東側突堤付根から先端方向へ28メートルの地点に設置した標柱 基点第24号 基点第23号から真方位83度の線上遠賀川江川導流堤上に設定した標旗 芦屋港 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチを順次に結んだ直線とイ・チ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ロ 基点第25号から真方位263度6分 1,105メートルの点 ハ 基点第25号から真方位261度37分 1,301メートルの点 ニ 基点第25号から真方位263度44分 1,308メートルの点 ホ 基点第25号から真方位275度2分 617メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位280度12分 560メートルの点 ト 基点第25号から真方位276度31分 526メートルの点 チ 基点第25号から真方位267度27分 431メートルの点 芦屋港と隣接する海域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びホを順次に結んだ直線及び曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、イ・ロ間、ハ・ニ間及びニ・ホ間は直線とし、ロ・ハ間については、ヘを中心とする半径166.5メートルの西側円弧とする。 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位229度19分 1,405メートルの点 ロ 基点第25号から真方位247度45分 1,424メートルの点 ハ 基点第25号から真方位256度27分 1,293メートルの点 ニ 基点第25号から真方位256度41分 1,056メートルの点 ホ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位249度6分 1,261メートルの点		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 うみにな漁業 あかこし漁業 ばい漁業 てんぐし漁業 いがい漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 なみのこがい漁業 かめのて漁業 こたまがい漁業 あおのり漁業 ふともぐり漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	遠賀郡岡垣町、同郡芦屋町、北九州市若松区有毛	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			基点第20号 黒崎鼻に設置した標柱 基点第22号 矢矧川原(遠賀郡岡垣町大字糠塚浜)のはごろも橋に設置した標識 基点第26号 北九州市若松区大字乙丸小牟田山林1450番地と1452番地の境界に設置した標柱(白岩) 基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡) (イ) 基点第20号から真方位0度 2,000メートルの点(基点第20号から真方位0度の線と草崎鼻(宗像市神志)から相島(糟屋郡新西町)北端を見通す線との交点) (ロ) 基点第20号から真方位62度 4,150メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位9度 3,620メートルの点(女島(北九州市若松区白島)の東の高頂から男島(北九州市若松区白島)の中の高頂を見通す線と日ノ峰山(北九州市八幡西区)から遠賀川河口線の中央を見通す線との交点) (ニ) 基点第26号から真方位330度 3,210メートルの点(女島の東の高頂から男島の南の高頂を見通す線と基点第25号から真方位330度の線との交点) (ホ) 基点第27号から真方位347度 2,890メートルの点(馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三一高地)から火の山(山口県下関市)山頂を見通す線と基点第26号から真方位347度の線との交点)		あまのり漁業 てんぐさ漁業 むかでのり漁業 ふこのり漁業 おごのり漁業 えこのり漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (枌網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなこうげ漁業 雑魚かご漁業	10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで				
筑共第15号	遠賀漁業協同組合	白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号 黒崎鼻(宗像市・遠賀郡界)に設置した標柱 (イ) 基点第20号から真方位29度55分 5,850メートルの点 (ロ) 基点第20号から真方位40度5分 4,100メートルの点 (ハ) 基点第20号から真方位16度30分 3,040メートルの点(湯川山(宗像市)山頂から西山(糟屋郡青柳)山頂を見通す線上) (ニ) 基点第20号から真方位10度15分 4,570メートルの点(湯川山山頂から西山山頂を見通す線上)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 かき漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなこうげ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	遠賀郡岡垣町	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第16号			次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び(ハ)と基点第27号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 安瀬泊地周辺区域 安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域及び警備臨海工業地帯造成地護岸から75メートルの区域 警備水路及び周辺区域 警備水路及び同水路南側新日本製鉄埋立区域 警備廃棄物処理場周辺区域 警備廃棄物処理場及び泊地 北九州港(警備地区)防波堤建設用区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域とホ、ヘ、ト、チ、リ、又及びホを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第47号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台 イ 基点第47号から真方位281度36分 6,262メートルの点 ロ 基点第47号から真方位281度12分 6,262メートルの点 ハ 基点第47号から真方位281度22分 7,191メートルの点 ニ 基点第47号から真方位281度43分 7,191メートルの点 ホ 基点第47号から真方位282度54分 7,663メートルの点 ヘ 基点第47号から真方位282度40分 7,632メートルの点 ト 基点第47号から真方位278度20分 8,485メートルの点 チ 基点第47号から真方位276度21分 8,448メートルの点 リ 基点第47号から真方位276度19分 8,491メートルの点 又 基点第47号から真方位278度28分 8,534メートルの点 北九州市若松区小竹北西地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又及びルを順次に結んだ直線とルとイ、ロを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点第30号 白洲灯台 イ 基点第30号から真方位208度 7,621メートルの点 ロ 基点第30号から真方位197度15分 6,242メートルの点 ハ 基点第30号から真方位197度17分 5,542メートルの点 ニ 基点第30号から真方位201度36分 5,290メートルの点 ホ 基点第30号から真方位200度38分 4,203メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位218度11分 5,330メートルの点 ト 基点第30号から真方位220度39分 5,570メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 あかにし漁業 ばい漁業 しらぎ漁業 かき漁業 あさり漁業 ふとまずく漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (枌網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなこうげ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。)	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
	ひびき漁業協同組合 北九州市漁業協同組合	北九州市若松区地先	チ 基点第30号から真方位216度23分 6,116メートルの点 リ 基点第30号から真方位226度39分 7,173メートルの点 ヌ 基点第30号から真方位221度40分 7,243メートルの点 ル 基点第30号から真方位219度5分 7,844メートルの点 北九州市若松区小竹南東地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、コ、タ、レ、ノ、ネ、ナ、ウ、ム、フ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、ヲ、コ、エ及びヲを順次に結んだ直線とイ・テ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第30号 白洲灯台 イ 基点第30号から真方位208度 7,621メートルの点 ロ 基点第30号から真方位197度15分 6,242メートルの点 ハ 基点第30号から真方位197度17分 5,542メートルの点 ニ 基点第30号から真方位201度36分 5,290メートルの点 ホ 基点第30号から真方位200度38分 4,203メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位212度26分11秒 4,866メートルの点 ト 基点第30号から真方位213度27分59秒 4,735メートルの点 チ 基点第30号から真方位211度41分31秒 4,801メートルの点 リ 基点第30号から真方位211度39分52秒 4,538メートルの点 ヌ 基点第30号から真方位211度44分52秒 4,524メートルの点 ル 基点第30号から真方位212度2分8秒 4,505メートルの点 ヲ 基点第30号から真方位211度34分42秒 4,483メートルの点 ワ 基点第30号から真方位210度16分30秒 4,489メートルの点 カ 基点第30号から真方位209度53分24秒 4,456メートルの点 コ 基点第30号から真方位209度46分59秒 4,406メートルの点 タ 基点第30号から真方位208度56分31秒 4,422メートルの点 レ 基点第30号から真方位208度8分43秒 4,282メートルの点 ノ 基点第30号から真方位214度15分45秒 3,707メートルの点 ネ 基点第30号から真方位213度34分44秒 3,634メートルの点 ナ 基点第30号から真方位214度12分47秒 3,616メートルの点 ウ 基点第30号から真方位214度43分25秒 3,671メートルの点 エ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ム 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ウ 基点第30号から真方位206度18分22秒 3,616メートルの点 キ 基点第30号から真方位206度10分10秒 3,659メートルの点 ノ 基点第30号から真方位205度56分31秒 3,655メートルの点 オ 基点第30号から真方位201度58分45秒 4,162メートルの点 ク 基点第30号から真方位201度20分25秒 4,169メートルの点 ヤ 基点第30号から真方位200度53分52秒 4,129メートルの点 マ 基点第30号から真方位197度35分45秒 4,340メートルの点 ケ 基点第30号から真方位197度32分50秒 4,351メートルの点 フ 基点第30号から真方位197度58分54秒 4,362メートルの点 コ 基点第30号から真方位195度41分36秒 4,979メートルの点 エ 基点第30号から真方位195度33分37秒 4,975メートルの点 テ 基点第30号から真方位193度39分58秒 5,634メートルの点 響灘東地区 響灘東地区埋立予定地 響灘西地区 響灘西地区防波堤整備予定地 基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡) 基点第28号 響新港西1号防波堤灯台 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 (イ) 基点第27号から真方位347度 2,880メートルの点(基点第27号から真方位 347度の線と馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三一高地)から火の山(山口県下関市)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第28号から真方位288度29分 3,240メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所北川岸壁西端岸壁沿いに東へ341.7メートルの地点に設定した標識から男島(北九州から男島(北九州市若松区白島)東端を見通す線と馬島の北の高頂(31高地)と火の山山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第29号から真方位281度5分 1,460メートルの点(基点第29号とロを結ぶ線と安瀬泊地防波堤北側線の交点)							

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第17号	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合	白島(北九州市若松区)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線と男島(白島)の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点第30号 白州灯台 (イ) 基点第30号から真方位295度15分 6,620メートルの点 (ロ) 基点第30号から真方位278度40分 6,020メートルの点 (ハ) 基点第30号から真方位272度30分 6,210メートルの点(烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)から鐘ヶ崎灯台(山口県下関市蓋井島)を見通す線と白洲灯台と六連島(山口県下関市)を見通す線との交点) (ニ) 基点第30号から真方位272度30分 8,750メートルの点(白洲灯台と六連島北端を見通す線と女島(白島)西端から蓋井島北端を見通す線との交点) (ホ) 基点第30号から真方位307度45分 9,950メートルの点(女島東端から電源開発株式会社旧若松火力発電所二本煙突の東側煙突を見通す線と藍島(北九州市小倉北区)南端から馬島(北九州市小倉北区)東端とを見通す線との交点) (ト) 基点第30号から真方位311度 7,550メートルの点 (イ) 基点第30号から真方位301度40分 7,100メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 ばい漁業 ふともずく漁業 もずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。)	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第18号	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合	馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ス)、(ル)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第30号 白州灯台 基点第31号 藍島南端に設定した標識 基点第32号 平岩(世界測地系北緯33度58分36.6秒、東経130度51分37.2秒)山口県下関市六連島)に設置した標柱 (イ) 旧市瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)と下関市六連島東端を結んだ直線と下関市竹ノ子島北端とを結んだ直線との交点 (ロ) 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点 (ハ) 下関市六連島北の頂上と北九州市小倉北区馬島北の頂上を結んだ直線上最大高潮時海面における中央点 (ニ) 基点第32号から真方位272度53分 500メートルの点 (ホ) 二と下関市吉見町網代崎一八高地(龍山山頂)とを結んだ直線と下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線との交点 (ヘ) 下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線と旧第二浮標(世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒)と旧第四浮標(世界測地系北緯33度59分27.7秒、東経130度52分27.4秒)とを結んだ直線との交点 (イ) 北九州市若松区頓田電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎(山口県下関市)を見通す線と旧第二浮標から旧第四浮標を見通す線との交点 (チ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突からトを見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸上山(北九州市門司区)を見通す線との交点) (リ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸上山山頂を見通す線と藍島の南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂を見通す線との交点) (ス) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂を見通す線と藍島の西端から賢女鼻(蓋井島)東端を見通す線との交点) (ル) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和合良島(馬島)の二五高頂から六連島の一〇六高頂を見通す線と片島(馬島)の高頂から藍島東北端を見通す線との交点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) えむし漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 しやこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 びな漁業 さざえ漁業 うみにし漁業 あかにし漁業 ばい漁業 てんぐにし漁業 いかい漁業 かき漁業 あさり漁業 ふともずく漁業 あらめ漁業 くらめ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置網漁業 (帆網、落網、大謀網等を含む) 雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市門司区(ただし大字田野浦、大字柄杓田及び大字恒見を除く。)並びに小倉北区	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			日糖船溜 船溜区域 大川尻船溜 船溜区域 門司第一・第二・第三・第四船溜 船溜区域 中央卸売市場専用泊地 泊地区域 淡野フェリー泊地 泊地区域 壱川第一、第二貯木場 貯木場区域 西港町北側岸壁周辺 小倉北区西港町北側岸壁と壱川航路間の区域 住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁周辺 住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁から20メートルの区域 末広町地先埋立地護岸周辺 小倉北区末広町地先埋立地護岸から20メートルの区域 高浜船溜防波堤北側周辺 高浜船溜防波堤北側から20メートルの区域 赤坂海岸から松原1丁目護岸周辺 小倉北区赤坂海岸、門司区松原町2丁目及び松原町1丁目護岸から20メートルの区域 響町1丁目北側岸壁周辺 若松区響町1丁目北側岸壁から50メートルの区域 門司区葛葉埠頭橋下 全域 九州電力冷却水放出区域 全域 北九州市門司区西海岸地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 北九州市門司区第二船溜防波堤灯台 イ 基点から真方位206度38分 1,570メートルの点 ロ 基点から真方位214度23分 1,510メートルの点 ハ 基点から真方位206度36分 1,100メートルの点 ニ 基点から真方位205度26分 1,110メートルの点 ホ 基点から真方位195度35分 840メートルの点 ヘ 基点から真方位192度45分 870メートルの点 ト 基点から真方位180度36分 680メートルの点 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識(旧日明埋立護岸途東南角から護岸沿いに北西へ260mの点) 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点 基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識(旧高田川橋樑干から右岸側へ2メートルの点) 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第42号 北九州市門司区旧門司町司崎灯標 (イ) 旧船溜灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒) (ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点 (ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から570メートルの点 (ホ) 基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54分39.4秒)とを結んだ直線上で、基点第38号から780メートルの点 (ヘ) 基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒)とを結んだ直線上で、基点第39号から470メートルの点 (ト) 基点第40号と下関市巖流島灯台跡(世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒)とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点 (イ) 基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル(世界測地系北緯33度56分52.7秒、東経130度56分4.4秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第41号から855メートルの点 (ロ) 基点第42号から下関市埴ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点							

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第20号	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合	北九州市若松区沖	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ハ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。 安瀬航路 航路区域 開発保全航路、開門航路 航路区域。ただし、次のイロハニホヘとびイを順次結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場鼻灯台 基点第2号 若松洲湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点 イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,880メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点 ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点 安瀬泊地 泊地区域 安瀬泊地周辺区域 安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域 白洲灯台南西地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度15分22秒 2,507メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点 基点第28号 暫瀬港西1号防波堤灯台 基点第30号 白洲灯台(北九州市小倉北区) 基点第31号 藍島(北九州市小倉北区)南端に設置した標柱 (イ) 基点第28号から真方位288度29分 3,240メートルの点(基点第28号から真方位219度44分 3,950メートルの点と男島(北九州市若松区白島)東端を見通す線と馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三ノ高地)と火の山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点) (ロ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突(跡地)から観音崎(山口県下関市)を見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸ノ上山(北九州市門司区)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸ノ上山山頂とを見通す線と藍島(北九州市小倉北区)南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点) (ニ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂とを見通す線と藍島の西端から賢女島(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点) (ホ) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和倉良島(馬島)二五高頂から六連島(山口県下関市)一〇六高頂とを見通す線と片島(馬島)高頂から藍島東北端とを見通す線との交点) (ハ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (イ) 北九州市若松区暫町埋立護岸東北角	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 さざえ漁業 ばい漁業 てんぐにし漁業 あさり漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市門司区(大字田野浦、大字横杓田、大字恒見を除く。)並びに小倉北区、戸畑区、若松区(ただし、有毛を除く。)	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第21号	北九州市漁業協同組合	洞海湾(北九州市)湾口付近	次の基点第34号と基点第35号を結んだ直線から若戸大橋の沖側橋脚までの間の区域。ただし、次の表の区域を除く。 若松航路 航路区域 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 航路区域 暫瀬水路 航路区域 若松五区泊地 泊地区域 新日本製鉄内浦泊地 泊地区域 北澳船溜 船溜区域 内浦船溜 船溜区域 安瀬南泊地 泊地区域 西部貯木場 貯木場区域 新日本製鉄戸畑北岸地先航路 新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域 基点第34号 北九州市若松区若松防波堤突端から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第33号を見通す線上、北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 あわび漁業 びな漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 あさり漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 固定式刺網漁業 あなごうけ漁業 雑魚かこ漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。)	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。
筑共第101号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区能古象瀬西	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位298度33分 250メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区能古	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
筑共第102号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区能古象瀬北	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位4度48分 880メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区能古	なし
筑共第103号	福岡市漁業協同組合	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位286度54分 790メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区大字勝馬及び同字弘	なし
筑共第104号	福岡市漁業協同組合	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位295度57分 1,170メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区大字勝馬及び同字弘	なし
筑共第105号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位42度18秒 875メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区玄界島	なし
筑共第106号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位298度 1,700メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区玄界島	なし
筑共第107号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位304度 2,175メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市西区玄界島	なし
筑共第108号	福岡市漁業協同組合	福岡市東区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位50度 7,825メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区奈多	なし
筑共第109号	福岡市漁業協同組合	福岡市東区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位55度 8,150メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区奈多	なし
筑共第110号	福岡市漁業協同組合	福岡市東区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位56度 8,325メートルの点		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡市東区奈多	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊共第1号	豊前海北部漁業協同組合 北九州東部漁業協同組合 曾根漁業協同組合 苅田町漁業協同組合 養島漁業協同組合 行橋市漁業協同組合 豊築漁業協同組合 吉富漁業協同組合	福岡県、大分両県境界から北九州市門司区大字大久保基点第二号までの地先	次の基点第31号、基点第30号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)から(ネ)までに掲げる区域を除く。 (ア)佐井川 築上郡吉富町大字直江、延命堰から上流域 (イ)岩岳川 豊前市大字皆川、下ノ田堰から上流域 (ロ)真如寺川 築上郡築上町椎田、吾妻橋下流側橋台角から上流域 (ハ)城井川 築上郡築上町椎田、浜宮橋下流側橋台角から上流域 (ニ)坂川 行橋市大字皆尾、皆尾橋下流側橋台角から上流域 (ホ)今川 行橋市大字金堂、今川可動堰(今川ダム)の下流200メートルから上流域 (ヘ)江尻川 行橋市大字度下、常盤橋下流側橋台角から上流域 (ト)長峽川 京都府苅田町小波瀬川との合流点から上流域 (チ)竹馬川 北九州市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域 (コ)宇島港泊地(一部航路を含む。) (カ)苅田町二号地(埋立地)の沖側200メートル及び南東側100メートルの区域 (キ)苅田港泊地(一部航路を含む。) (ク)苅田港第二南防波堤築堤予定区域 (ケ)苅田町松山工業用地(埋立地)の周囲100メートルの区域 (コ)苅田町新松山地区埋立予定地(埋立が完了した区域を除く。) (サ)旧曾根河口湖建設予定地 (セ)土砂処分場(北九州市及び苅田町沖)の周囲100メートルの区域 (ゾ)次の表のイから3までの項に掲げる点及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第12号から真方位54度50分2.745メートルの点 ロ 基点第12号から真方位18度35分5.230メートルの点 ハ 基点第12号から真方位27度20分5.765メートルの点 ニ 基点第12号から真方位25度25分6.040メートルの点 ホ 基点第12号から真方位29度05分6.340メートルの点 ヘ 基点第12号から真方位31度05分6.080メートルの点 ト 基点第12号から真方位33度55分6.355メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 たこ漁業 銀むし漁業 あさり漁業 ゆむし(しい)漁業 はまぐり漁業 あかかい漁業 もがい漁業 ばかがい(きぬがい)漁業 しおふき漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 あかにし漁業 てんぐにし漁業 あわび漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 いぎす漁業 おこのり漁業 えこのり漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うなぎ石がま漁業 雑魚底刺網漁業 うなぎ柴づけ漁業	10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月15日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北九州市門司区田野浦、同区大字田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町、同区太刀浦海岸、同区大学柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多久、同区大字大瀬、同区今津、同区畑、同区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、同市小倉南区、京都府苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同郡吉富町	・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網文2メートル以上のものを使用してはならない。 ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。